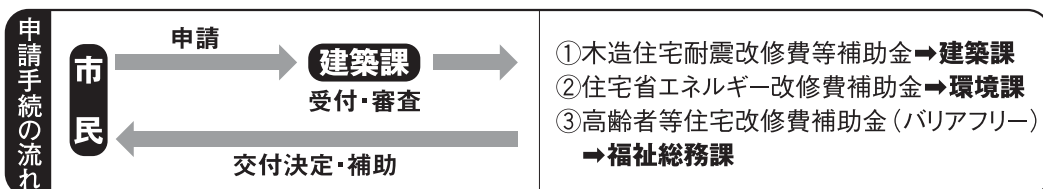


補助金 NEWS

住宅リフォームと 太陽光発電システムの 設置を補助します

市では、地震災害に強く、地球にやさしい住環境の整備を進め、高齢社会における快適な暮らしを支援するため、市内住宅の耐震補強・省エネ・バリアフリー化の改修工事費用の一部を補助します。詳しい申請方法は上記の各担当課へお問い合わせください。

①木造住宅耐震改修費等補助金	
対象者	市内に所有する木造住宅の耐震改修工事を施工し、次の要件をすべて満たす方 ・賃貸または売却を目的とした改修でないこと ・市税を滞納していないこと ・この補助金の交付を受けたことがないこと
対象住宅	次の要件にすべて該当するもの (1) 木造の一戸建住宅(二世帯住宅を含む、店舗等併用住宅は居住面積が1/2以上のものに限る) (2) 自己の居住用のもの (3) 昭和56年5月31日以前に建築または着工されたもの (4) 在来軸組工法のもの (5) 地上階数が2以下で地階を有しないもの (6) 耐震診断技術者が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断されたもの (7) いずれかの外壁の中心線から隣地境界または道路境界までの水平距離が7m以内のもの (8) 建築基準法その他関係法令に、明らかな違反がないもの
対象工事	上記(6)と診断された木造住宅を改修し、上部構造評点が1.0以上となる工事。ただし、建て替え工事の場合は、上記(6)と診断された木造住宅を解体し、新たに建築した木造住宅が、現行の建築基準法その他関係法令に適合するもの
補助金額	対象経費の10%以内(上限 耐震改修工事30万円 耐震建て替え工事40万円)
②住宅省エネルギー改修費補助金 ③高齢者等住宅改修費補助金(バリアフリー)	
対象者	市内に所有する住宅(店舗等併用住宅は居住面積が1/2以上のものに限る)の省エネルギー改修工事またはバリアフリー改修工事を施工し、次の要件をすべて満たす方 ・当該住宅に住所を有し、居住していること ・市税を滞納していないこと ・この補助金を受けたことがないこと ・市内に事業所を有する住宅改修業者による施工であること
対象工事	租税特別措置法第41条の19の3第1項第1号または第4項第1号に規定する改修工事 (工事費が原則30万円以上に限る)
補助金額	対象経費の10%以内(上限20万円)
④太陽光発電システム設置費補助金	
対象者	市内に所有する住宅(店舗等併用住宅は居住面積が1/2以上のものに限る)に太陽光発電を設置し、次の要件をすべて満たす方 ・自らが所有する住宅に太陽光発電システムを設置または建売住宅供給者等から市内において太陽光発電システム付きの住宅(新築に限る)を購入すること ・当該住宅に住所を有し、居住すること ・市税を滞納していないこと ・この補助金を受けたことがないこと
対象となる太陽光システム	次のすべてに適合するもの (1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結できること (2) 発電出力が1.5kW以上10kW未満の設備であること (3) 日本工業規格等で認められていること (4) 未使用品であること(中古品は対象外)
対象金額	太陽光発電の最大出力の値に4万円を乗じた額(上限12万円)



※先着順・予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります
 ※補助金はすべて、工事等の着手前の申請が必要です

※④太陽光発電システム設置費補助金の申請先は環境課となります